

クレジット取引における本人確認方法に係るガイドライン  
(公表版)  
1.1 版

2024 年 3 月

クレジット取引セキュリティ対策協議会

## 更新記録

更新日	バージョン	内容
2022年2月21日		・第52回インフラ整備部会 承認
2023年3月14日	1.0 版	・クレジット取引セキュリティ対策協議会に所掌移管
2024年3月14日	1.1 版	・指摘項目等改訂 ・クレジットカード・セキュリティガイドラインの構成見直しに伴う本文切出し部分を追記

## 目次

<b>1. 業界ガイドラインについて</b> .....	4
(1)業界ガイドライン策定の背景、位置づけ.....	4
(2)本人確認に関する方針変更に伴う業界ガイドラインの改訂.....	4
(3)本ガイドラインの適用範囲.....	4
<b>2. 接触 IC 取引</b> .....	5
(1)本人確認方法.....	5
(2)オフライン PIN とオンライン PIN .....	5
(3)端末への CVM 実装方法と発行カードへの CVM 実装要件.....	5
<b>3. 非接触 IC 取引</b> .....	6
(1)本人確認方法.....	6
(2)端末への CVM 実装方法と発行カードへの CVM 実装要件.....	6
<b>4. 「サイン」取得の任意化について</b> .....	7
<b>5. PIN バイパス機能の廃止について</b> .....	7
<b>6. 加盟店における本人確認について</b> .....	8
(1)過去経緯と本人確認に関する方針変更について.....	8
(2)本人確認不要取引 .....	8
(3)売場形態等により PIN が困難なケースの例外 .....	9

## 1. 業界ガイドラインについて

### (1) 業界ガイドライン策定の背景、位置づけ

クレジット取引セキュリティ対策協議会(以下「協議会」という)が策定している「クレジットカード・セキュリティガイドライン」(以下「セキュリティガイドライン」という)において、偽造カードによる不正利用対策として、加盟店は IC 対応を求められている。

それを踏まえ、セキュリティガイドラインにおいて、IC 取引の円滑な運用および加盟店におけるカード端末の IC 取引推進における共通的な考え方として、「クレジット取引における本人確認方法に係るガイドライン(以下「本ガイドライン」という)」を策定した。※

※2022 年 2 月、「IC 取引における本人確認方法に係るガイドライン」及び「本人確認不要(サインレス/PIN レス)取引に係るガイドライン」を集約。

### (2) 本人確認に関する方針変更に伴う業界ガイドラインの改訂

セキュリティガイドラインに基づく IC 化の取組によって、接触 IC 取引における本人確認方法は、「サイン」から「原則 PIN」としている。これに伴い、2025 年 3 月までに「サイン取得の任意化」をすることとした(詳細は、項番 4「サイン」取得の任意化について)にて後述)。

また、PIN 不知者を「サイン」で救済する機能である「PIN バイパス」については、上記の「サイン取得の任意化」に伴って、2025 年 3 月をもって廃止することとした(詳細は、項番 5「PIN バイパス機能の廃止について)にて後述)。

これらの対応も含めて、本ガイドラインの改定が行われた。

しかしながら、我が国では長年にわたり、本人確認としてサインの果たす役割の重要性に鑑み、カード会員に対してはカード券面上のサインパネルへの自署の徹底を、加盟店に対してはそのサイン照合の徹底について業界を挙げて啓発し取組んできた経緯があることから、クレジット取引の円滑な運用を前提としつつ、2022 年 4 月以降は、カード会員と加盟店に混乱を招かぬように、移行のための十分な期間を設定の上、カード会員や加盟店への告知に取組むことが求められている。

加えて、カード会社は加盟店のシステム面や業務運用等の固有事象も踏まえて十分に配慮することも求められる。

### (3) 本ガイドラインの適用範囲

- ・国際ブランド付きのクレジットカードにおける接触 IC 取引、非接触 IC 取引を対象としつつ、一部磁気カードが存在すること等を踏まえ、磁気取引についても記載している。
- ・「国際ブランドが付いていないクレジットカード」のオペレーションは発行主体者の判断に委ねられる。
- ・国際ブランドである「UnionPay(銀聯)」の IC カード取引の本人確認ルールにおいて、全ての端末はオンライン PIN のサポートが義務付けられている為、本ガイドラインの例外とする。

## 2. 接触 IC 取引

### (1) 本人確認方法

接触 IC 取引は、決済端末に IC カードを挿入しカード券面上に露出した IC チップの接触端子からカード情報を読み込んで処理を行うものである。

接触 IC 取引における本人確認方法は、「サイン」及び「PIN(Personal Identification Number、暗証番号のこと)」の 2 種類あるが、接触 IC 取引導入の目的はセキュリティ向上であり、カード偽造防止のみならず、紛失・盗難カードによる不正使用被害の防止の為には、本人しか知らない秘密情報であり第三者に不正使用されることを防ぐ効果が高い「PIN」による本人確認が適しており、現に普及している状況も踏まえ接触 IC 取引における本人確認方法は、「PIN」とする。

### (2) オフライン PIN とオンライン PIN

「PIN」による本人確認方法には、カードの IC チップ内に保存された PIN と照合する「オフライン PIN\*」とオンラインネットワークを経由してカード会社(イシューア)のシステム上で照合する「オンライン PIN」の 2 種類の手法があるが、「オンライン PIN」は、日本におけるマルチアクワイアリングに対応した決済端末における実装や各情報処理センター及び各カード会社における対応等、新たな決済インフラ・システム構築が必要となることから、実現には大きな障壁があるため、「オフライン PIN」が最適な本人確認方法である。

### (3) 端末への CVM 実装方法と発行カードへの CVM 実装要件

原則として以下のとおりとなる。

・接触 IC 端末:「オフライン平文 PIN 認証」、「オフライン暗号 PIN 認証」機能、「サイン」機能、「No CVM」機能の装備を必須とする。

※売上票における署名欄の印字は任意とする。

※非有人型端末(係員によるお客様との対人応対を必要としない IC クレジット端末機)では「サイン」機能の搭載を不要とする。

・一部の海外発行カードでは、「オフライン PIN」での本人確認を許容しないカードが存在するため、これらのカード利用時の本人確認にも対応できるよう従来はサイン記入欄が印字可能な機能やサインパッド等の装備も必須としていたが、サイン取得の任意化に伴いこれら機能等の装備も任意とする。

・接触 IC カード:「オフライン平文 PIN 認証」機能、「サイン」機能、「No CVM」機能の装備を必須とする。

※後述のとおり、「サイン」取得は任意となるが、接触 IC 端末と接触 IC カードがサポートすべき本人認証機能は従来と不変。

なお、クレジットカード取引の売上票(カード会社控え等)は「サイン」取得の前提で取引時に作成され、保管されている運用が一般的であるが、一方で「サイン」を取得しない加盟店の取引にお

いては、売上票の作成や保存の必要性が低下するため、紙伝票印刷や保管業務の削減等、運用の合理化を図ることが可能となる。「サイン」を取得しない加盟店における、クレジットカード売上票の取扱いに関して運用を検討する際には「クレジットカード売上票の作成・保管に関するガイドライン【附属文書 16】」を参照。

### 3. 非接触 IC 取引

#### (1) 本人確認方法

非接触 IC 取引は、決済端末に IC カードをかざす通信により、カード券面の内部に搭載された IC チップ内のカード情報を読み取り処理を行うものである。

非接触 IC カードの形状は、「カード型」とスマートフォン等を用いた「モバイル型等（『キーホルダー型』や『ウェアラブル型：リストバンドや時計等の身に着けて使用』を含む）」に分けられる。非接触 IC 取引における本人確認方法は、「サイン」、「PIN」、「Consumer Device CVM（「モバイル型」におけるモバイルパスワードや指紋認証等の認証）」の3種類がある。なお、非接触 IC 取引については仕様上、「PIN」による本人確認の手法は、「オンライン PIN」のみとなる。

よって、非接触 IC 取引の本人確認方法としては、セキュリティ強度に鑑み「PIN」取引を志向するものの、前述の通り「オンライン PIN」は、日本の環境において実現が困難であることから、「Consumer Device CVM」（モバイル型のみ）とする。

「カード型」の非接触 IC 取引では、接触 IC 取引へ誘導することでオフライン PIN での本人確認も可能であるが、カードの仕様に依存するため「サイン」取引も一定数残存することとなる。

CVM リミットを超える金額でも本人確認方法が「サイン」となることは接触 IC 取引の本人確認方法に関する方針と相反するが、当該「サイン」取引を端末側の制御により接触 IC 取引へ誘導することが現時点では技術的に困難なケースもあるため、CVM リミット金額を超えて「サイン」取引となった場合はオンライン取引に遷移させ、不正取引の低減を図る（このとき、サインの取得は任意とする）。よって端末に設定する非接触 IC のオフライン取引上限金額（フロアリミット値）は CVM リミット金額と同値とする。

また、当該「サイン」取引による高額な不正取引の発生が懸念される場合等において、カード会社（アクワイアラー）は非接触 IC 取引上限金額の設定を行なうことが可能である。

ただし、上限金額をカーネル毎に設定可能である場合は、現状の設定において接触 IC 誘導されないカーネルの存否を考慮し適切に対応することとする。

なお、端末は、カードから接触 IC へ誘導、取引中止、取引拒否となる応答があった場合は、接触 IC を含む他の決済手段選択を促すものとする。

#### (2) 端末への CVM 実装方法と発行カードへの CVM 実装要件

原則として以下のとおりとなる。

- ・非接触 IC 端末：、「CDCVM」機能、「サイン」機能、「No CVM」機能の装備を必須とする。
- ※売上票における署名欄の印字は任意とする。

※非有人型端末(係員によるお客様との対人応対を必要としない IC クレジット端末機)では「サイン」機能の搭載を不要とする。

・非接触 IC カード:、「サイン」機能、「No CVM」機能の装備を必須とする。

※後述のとおり、「サイン」取得は任意となるが、非接触 IC 端末と非接触 IC カードがサポートすべき本人認証機能は従来と不変。

なお、クレジットカード取引の売上票(カード会社控え等)は「サイン」取得の前提で取引時に作成され、保管されている運用が一般的であるが、一方で「サイン」を取得しない加盟店の取引においては、売上票の作成や保存の必要性が低下するため、紙伝票印刷や保管業務の削減等、運用の合理化を図ることが可能となる。「サイン」を取得しない加盟店における、クレジットカード売上票の取扱いに関して運用を検討する際には「クレジットカード売上票の作成・保管に関するガイドライン【附属文書 16】」を参照。

#### 4. 「サイン」取得の任意化について

本人確認方法としての「サイン」の取得は 2025 年 3 月までの移行を目途として、加盟店の任意であり、取得しないことを推奨とする。

「サイン」を取得する場合においても、サインパネルの無いクレジットカードの流通や利用者自らが操作する端末機の存在を踏まえ、カード上に記載されたサインと売上票に記載されたサインの同一性確認は必須とはしない。

PIN バイパスは、次項記載のとおり、PIN(暗証番号)不知の一時的な救済措置として、カード会員に認められている PIN スキップ機能であるが、「PIN」の代替として「サイン」による本人確認を行なうものであるため、これまでどおり「サイン」の取得が必須となる。「サイン」を取得しない加盟店においては、本人確認は、サイン以外で実施されるものであり、PIN バイパス機能の使用を許容しないことを前提とする。

また、「サイン」機能を装備する決済端末については、2025 年 3 月を目処としてカード会社控への印字を行わない※、もしくはサイン欄を伝票に印字しない制御が可能となるよう具備することが望ましい。なお、既存端末への影響等を考慮し、端末開発を必須とはせず、サイン欄が印字された伝票へサインを記入不要とする運用対処も取り得るものとする。カード会社は加盟店への告知を進め、サインを取得しない加盟店については順次対応を進めるものとする。

※カード会社の求めに応じて売上票の提出が必要となるケース等があるため、売上票の電磁的データの保管が必要となる。詳細は「クレジットカード売上票の作成・保管に関するガイドライン【附属文書 16】」を参照。

#### 5. PIN バイパス機能の廃止について

PIN バイパスは、PIN 不知者を「サイン」で救済する機能であるが、本機能の利用により「PIN」による本人確認を実施しないことで不正利用被害が発生するリスクがあること、海外発行のカードには本機能を許容しないものも存在するが、加盟店が利用者の同意無く本機能を利用することで利

用阻害が発生すること、および、上述のとおり本人確認としての「サイン」の位置づけの変容を受けて、2025年3月をもって原則として廃止することとする。

これに伴い、PIN 入力スキップ機能 (PIN バイパス) をサポートする決済端末については 2025 年 3 月までに当該機能の廃止を求めるものとする。そのため、カード会社は加盟店への告知を進め、実施可能な加盟店より順次対応を求める。

ただし、カード会員による PIN 不知者の救済措置が真に必要となり、2025 年 3 月をもって PIN バイパス機能の廃止が困難な加盟店については、カード会社 (アクワイアラー) にて前述 (本項の第 1 文) の原則やリスクを十分に認識、配慮することが求められる。

なお、カード会員の PIN 認知率は高まってきているが、PIN 不知による利用阻害やトラブルを防止するため、カード会社 (イシューア) は PIN の認知率の向上に努めるとともに、カード会員が PIN を忘れた場合にはカードの利用ができなくなることを周知徹底する。

## 6. 加盟店における本人確認について

### (1) 過去経緯と本人確認に関する方針変更について

クレジットカード取引において、店頭での「PIN」等での本人確認は、カード会社がカード所有者を確認するだけでなく、カード会員と加盟店間の取引の成立を証明する為の基本要件の一つである。一方、決済端末の IC 対応推進にあたり、取引の安全性が確保できる環境であることを前提に、例外的な取引として「本人確認不要取引」を認め、「本人確認不要取引の対象加盟店 (業種/ 売場等)」および「本人確認不要取引の除外商品」を定めてきた。

しかしながら、「本人確認不要取引」は近年諸外国でも急速に普及し、一定金額以下の取引については本人確認を不要とする非接触 IC 取引の世界的な拡大も進んでいる事実に加えて、今後「サイン」を取得しない取引を推奨することも踏まえ、不正使用防止とカード会員の利便性の両立・カード会員の混乱回避、グローバルな視点の観点から見直しを実施した。

### (2) 本人確認不要取引

- ・本人確認不要取引を行うにあたっては、その導入の必要性を十分に勘案したうえで、カード会員の保護並びに不正利用発生防止に留意しなければならない。カード会社、特にアクワイアラーは、本ガイドラインに基づく本人確認不要取引の公正な維持に努めるものとし、本ガイドラインに基づく適切な対応が図られるように、加盟店に対して十分な説明を行い、理解を求めていく必要がある。
- ・本人確認不要取引においては、本人確認を不要とするため、紛失・盗難カードによる不正利用被害の防止の観点から、全件オンラインオーソリを必須とする。但し、非接触 IC 取引は除く。
- ・接触 IC 取引での本人確認不要取引を実現させるための具体的な端末の実装方式としては、セレクトダブルカーネルコンフィグレーション方式を採用する。セレクトダブルカーネルコンフィグレーション方式とは、決済アプリケーションの機能にて取引単位で端末が指定する本人確認方法の切り替えを可能とする EMV カーネルの実装方式であり、EMV 仕様に準拠しつつ、「本人



確認要(PIN/サイン)」と「本人確認不要」の両方の取引を一つの装置で実現する方式である。本方式により、接触 IC 取引の CVM リミット金額以下の取引は、本人確認不要取引を実現し、CVM リミット金額超の取引は、本ガイドラインにおける接触 IC 取引の本人確認方法の原則に則り、「オフライン PIN」での本人確認が実現可能となる。

- ・各国際ブランドで定める本人確認不要取引のルールは、各ブランド間で差異があり、また、本ガイドラインの内容と相違する可能性があるが、本人確認不要取引のリスクを認識の上、各アクワイアラーの自己責任の下、対応する必要がある点も留意が必要である。

### (3) 売場形態等により PIN が困難なケースの例外

- ・本人確認として「PIN」を取得することが売場形態等の事由により困難であり、IC 決済端末普及の阻害要因となりうるケースや既にサイン取引を前提とした端末設置加盟店等については、IC 対応への円滑な移行という観点から例外的に「サイン」を許容してきたが、「サイン」の位置付けが変更されるにあたり、2025 年 3 月までにモバイル端末の活用等により「オフライン PIN」対応を求める。
- ・但し、一部残存する「PIN」による本人確認が実施できない特殊なケース等(※)で、現状「サイン」による本人確認をしている場合においては、今後「サイン」を取得しないことを推奨し、「サイン」の照合は不要とする。

#### ※特殊なケース等

- ①磁気カード(IC チップ未搭載の国際ブランド付プリペイドカードや海外発行カード等)
- ②オフライン PIN をサポートしていない海外発行カード等
- ③ガソリンスタンドのフル SS における車内精算

- ・売場形態等事由で「PIN」の取得が困難かつ、IC 端末普及阻害要因となりうるケースの本人確認については、以下のとおりとする。

#### ①モバイル型決済端末等の運用により PIN 入力が可能なケース

(例:モバイル通信等が可能な環境における飲食店等のテーブル決済、宿泊施設等の客室決済など)新規で端末を導入する場合はモバイル型決済端末での「オフライン PIN」とする。既存の端末については経過措置として「サイン」を許容するが、2025 年 3 月までにモバイル型決済端末での「オフライン PIN」へ移行する。

#### ②上記以外で PIN の取得が真に困難なケース(例:モバイル通信等が不可能な環境など)「サイン」取引を継続する。

※可能な金額帯・範囲においては本人確認不要取引を活用する。

以上